

## 07 財務省 特区第16次 検討要請

|               |  |          |         |
|---------------|--|----------|---------|
| 管理コード         | —  | プロジェクト名  | 0       |
| 要望事項<br>(事項名) | 土地区画整理事業における公共施設充当地につ<br>いての事業施行者の証明書の発行要件の見直し | 都道府県     | 愛媛県     |
| 提案主体名         | 松山市  | 提案事項管理番号 | 1006010 |

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省<br>財務省<br>国土交通省 |
|-------------|---------------------|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容     | <p>土地区画整理事業(先行買収)に係る事業施行者の証明書の発行要件として、現在は「買取りに係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行すること」と規定されているが、地目が宅地のままでも課税の特例の対象とする。その場合において、買取りに係る土地を公共施設の用地として登記をした旨を証する書類として添付が義務づけられている登記簿謄本に代えて「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>土地区画整理事業(減価補償金地区)における公共施設充当地については、土地を先行買収することができることとなり、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できることとなっている。</p> <p>しかしながら、課税の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」の添付が義務付けられており、更に、「当該買取にかかる土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行」することとされている。</p> <p>また、土地区画整理事業運用指針では、「公共施設充当地を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らして当該土地は公共施設の用に供する土地として登記申請することが望ましい」とされている。そのため、法務局(登記部門)へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現況主義を根拠に地目変更に応じてもらえない状況にある。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本市が減価補償金の交付に代えて用地の先行買収を行おうとしている宅地に集合住宅があり、この集合住宅をすぐに撤去せず、当面、中断移転の仮住居として有効活用することを検討している。これは、①仮住居費の移転補償費の縮減(約 9,000万円)、②中断移転者の負担軽減による事業の円滑化、が見込まれることによる。当該土地の買取について課税の特例を適用したい。</p> <p>(代替措置)</p> <p>①地目が宅地のままでも(証明書の発行を可能とし、)課税の特例の対象とする。</p> <p>②証明書発行の際の添付書類として、「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」でも可能とする。</p> |

## 07 財務省 特区第16次 検討要請

|                       |                         |                 |         |  |
|-----------------------|-------------------------|-----------------|---------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                       | <b>プロジェクト名</b>  |         |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | たばこの製造・販売に係るたばこ事業法の適用除外 | <b>都道府県</b>     | 徳島県     |  |
|                       |                         | <b>提案事項管理番号</b> | 1017010 |  |
| <b>提案主体名</b>          | 三好市                     |                 |         |  |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 財務省 |
|--------------------|-----|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | <p>たばこ事業法第3条原料用国内産葉たばこの生産及び買入者に日本たばこ産業株式会社以外に地方自治体を加えていただきたい。加えて同法第8条のたばこの製造についても地方自治体も製造者に加えていただきたい。</p>   |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>刻みたばこ原料「阿波葉」の生産と「たばこ資料館」で「刻みたばこ」を製造・販売することにより、三好市の伝統産業「たばこ」を全国にアピールし、農業振興や観光振興等地域の活性化に資する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>三好市は、四国の中央部、徳島県の西端に位置している。たばこの伝来は、1612年頃諸国廻国の修験者が、山城町大野へ来て植えたのが始まりである。今日まで400年余り、葉たばこの栽培が行われて来たが、来年から「刻みたばこ」の原料である在来種「阿波葉」の買い付けをしないことを決定している。一方、本市は19世紀に、たばこの製造販売を全国的に実施して栄えた「うだつ」の町並みと阿波葉の歴史と文化を後世に伝承する上で、この灯火を消すことは出来ない。ついては、地域の伝統を受け継ぐため地域でも「刻みたばこ」の製造・販売が出来るようたばこ事業法の緩和をお願いしたい。</p> <p>また、特に刻みたばこ原料である「阿波葉」は気候が冷涼で急傾斜・極小の農地でも栽培できる上に、野生鳥獣による食害等の被害も受けないことから、耕作放棄地の防止などにも繋がっており、「阿波葉」栽培も存続させたい。</p> |

## 07 財務省 特区第16次 検討要請

|                       |              |                 |         |
|-----------------------|--------------|-----------------|---------|
| <b>管理コード</b>          | —            | <b>プロジェクト名</b>  |         |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | 除雪機械の使用制限の撤廃 | <b>都道府県</b>     | 鳥取県     |
|                       |              | <b>提案事項管理番号</b> | 1031010 |
| <b>提案主体名</b>          | 鳥取県          |                 |         |

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 財務省<br>国土交通省 |
|--------------------|--------------|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | <p>国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃する。</p>   |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃することにより、効率的な除雪を行う。</p> <p>除雪事業は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法により指定された路線の除雪を行うにあたり、国庫補助を受けて実施している。同法に定める「指定路線」は昭和60年に指定以降見直しがされていないが、除雪が必要な路線は増加しており、国庫補助を受けない単独での除雪を行わざるを得ない路線が増加している。</p> <p>具体的には、地方公共団体が国庫補助を受けて購入した除雪機械は積雪寒冷地の指定をされた各地方公共団体道しか除雪することが出来ず、各路線間を移動する場合に指定路線以外を走行する方が効率的な場合があり、さらにその際に除雪を行うことが出来れば、時間的にも短時間で除雪を行うことが出来る。</p> <p>については、効率的な除雪を行うため、国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃することを要望する。</p> |

## 07 財務省 特区第16次 検討要請

|               |                            |          |                             |  |
|---------------|----------------------------|----------|-----------------------------|--|
| 管理コード         | —                          | プロジェクト名  | 外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 貨物の輸出及び輸入等にかかる関税手続、検査要件の緩和 | 都道府県     | 長崎県                         |  |
| 提案主体名         |                            | 提案事項管理番号 | 1049010                     |  |
| 提案主体名         | 対馬市                        |          |                             |  |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 財務省 |
|-------------|-----|

|  |
|--|
| 求める措置の具体的内容  |
| <p>現行法で規定されている貨物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う貨物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。</p>   |
| 具体的事業の実施内容・提案理由  |
| <p>外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。</p> <p>提案理由:</p> <p>離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。</p> <p>しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。</p> <p>代替措置:</p> <p>外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と貨物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。</p> <p>船舶の資格変更に伴う弊害:</p> <p>釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。</p> |